

要望事項 (優先順位 2)

第二疏水分線の堆積物の除去や草刈りと流水量の増水

要 旨

松ヶ崎から下鴨にまたがる第二疏水分線のうち、松ヶ崎浄水場前から葵学区の泉川合流点(泉川橋)までの区間は流水量が少ないため、兩岸の桜等の落ち葉が流されることなく堆積してヘドロ化し、雑草が生えてさらに堆積する悪循環に陥っています。

草刈りは毎年実施されていますが、近年、実施時期が遅れており、疏水沿いの道路では、車と歩行者がギリギリですれ違っており危険な状況です。

過去に浚渫が計画された際には、蛍の保護を訴える住民のために作業が中止になったとされていますが、ヘドロと雑草による環境悪化により、近年は蛍の数も激減していることから、環境改善のためにも早急にヘドロを除去するとともに、草刈り適時実施を強く要望します。

また、過去の雨水排水路設置工事により十分な水量が流入しておらず、松ヶ崎浄水場からの放水もなくなったことにより、50cm近くあった水深が現在は20cm足らずしかありません。そのため、水路に自浄作用がなくヘドロの堆積や雑草の繁茂につながっているものと考えられます。

そのため、松ヶ崎浄水場からの放水の再開も含めた流水量の増水を要望します。

**回 答
(建設局)**

御要望の堆積物の除去及び草刈りについて、予算確保に努めてまいります。また、堆積物の除去等に当たっては、沿道の皆様の御了解が不可欠であることから、予算が確保できた際には、地元への周知等について御協力をお願いいたします。

(上下水道局)

松ヶ崎浄水場から第二疏水分線への放水について、過去には、琵琶湖疏水から取り入れた水道の原水の一部を放流しておりましたが、水質汚濁防止法等の制定に伴い、浄水場からは適切に処理された排水を下水道に放流することとされており、そのため、現在、公共用水域である第二疏水分線への放水は、雨水及び水質的に問題のないごく一部の排水のみとなっている状況です。

地元からのご要望を踏まえて、第二疏水分線への放流が可能な排水量を、できる限り増水できるよう努めておりますが、上記の理由から、これ以上の放流は難しいと考えております。

地図



特記事項:

0 10 20 30 40 50メートル